

JIS Z 2305:2013 による
資格継続調査実施案内



一般社団法人 日本非破壊検査協会 認証事業本部

* 本書は、一般社団法人 日本非破壊検査協会 認証事業本部が実施する JIS Z 2305:2013 に基づく資格制度における資格継続調査について書かれたものです。実施案内は最後までよく読んで、審査結果が出るまで大切に保管してください。

* 本書は JIS Z 2305:2013 に基づく内容です。規格の改正等により資格及び認証制度が改正された場合、変更等もありますので予めご了解ください。

* 本書の Rev. 番号（改訂番号）は、右上に記載してあります。本実施案内は、再認証対象期の直近の最新のものが適用されます。

今期の資格継続調査の対象者：有効期限2018年9月30日の資格保持者

<再認証（含む資格継続調査）実施日程>

JSNDI ホームページ「(SA2) 再認証試験日程表」参照

<資格継続調査実施案内目次>

1. 資格継続調査とは	2 ページ
2. 視力検査とは (JSNDI ホームページ「(EA5) 視力検査証明書 様式 V-1」参照)	2 ページ
3. 大幅な中断とは	3 ページ
4. 資格継続調査と特別再認証試験の流れ	4 ページ
5. 非破壊試験に関わる者の倫理規程	5 ページ
6. 資格継続調査票記入見本	6 ページ
7. 書類チェックと審査について	11 ページ
8. 審査結果とその後の手続き	11 ページ
9. 特別再認証試験	11 ページ
10. よく寄せられる質問	12 ページ

1. 資格継続調査とは

資格継続調査とは、資格が認証されてから 10 年目の有効期限の前に認証資格の継続性を確認するための審査のことです。

継続性を確認するための条件は次の二つです。

- ・12か月以内に視力検査を満足していること
- ・資格証明書の NDT 方法において大幅な中断がなく、満足な業務活動を継続していること

資格継続調査において上の条件を満足できなかった場合、資格の継続性がないため、認証資格は無効となります。

* 資格継続調査で不適格となった場合、認証資格は無効となります。特別に再認証試験（特別再認証試験という）を受ける機会が与えられます。

ただし、大幅な中断が発生してから申請までに 6 か月を超えていたために不適格となった場合は、特別再認証試験は受けられません。資格証明書保持者は、認証の有効性における条件が満たされなくなったときは速やかに認証機関及び雇用主に連絡する責任があります。詳細については、「9. 特別再認証試験」を参照。

2. 視力検査とは (JSNDI ホームページ「(EA5) 視力検査証明書 様式 V-1」参照)

資格継続調査では、12か月以内に視力要求事項を満たしていることを確認します。

12か月以内に行われた視力要求事項の検査結果に基づき、雇用責任者が証明しなければなりません。

視力検査の要求事項としては次があります。資格継続調査では、色覚要求事項は不要です。

<近方視力要求事項>

Times New Roman N4.5 [Jaeger number 1 でも可] の文字（様式 V-1 参照）について 30 cm 以上離れて単眼又は両眼（視力矯正可）で判読できること。近方視力については受験申請前及び資格取得後毎年 1 回実施し、雇用責任者が本書類（原本）又は本書類の様式に準じた記録を毎年保管し JSNDI から提示を求められた場合は提出をしてください。

* 資格継続調査では、視力検査証明書の提出の必要はありません。

3. 大幅な中断とは

大幅な中断とは、取得された資格の NDT 方法及び分野の NDT 業務を遂行できなくなる期間が連続して 1 年間又は 2 回以上の期間の総計で 2 年間を超えることです。

<NDT 業務を遂行できなくなるケース>

- ・所属部署の業務内容から NDT 業務がなくなった。
- ・異動により NDT 業務のない部署に移った。
- ・転職により NDT 業務のない職についた。
- ・退職により NDT 業務から離れた。

*ただし、NDT 業務のない部署等に所属していたとしても、勤務先として NDT 業務があり、定期的又は不定期に NDT 業務に従事している場合は、この限りではありません。

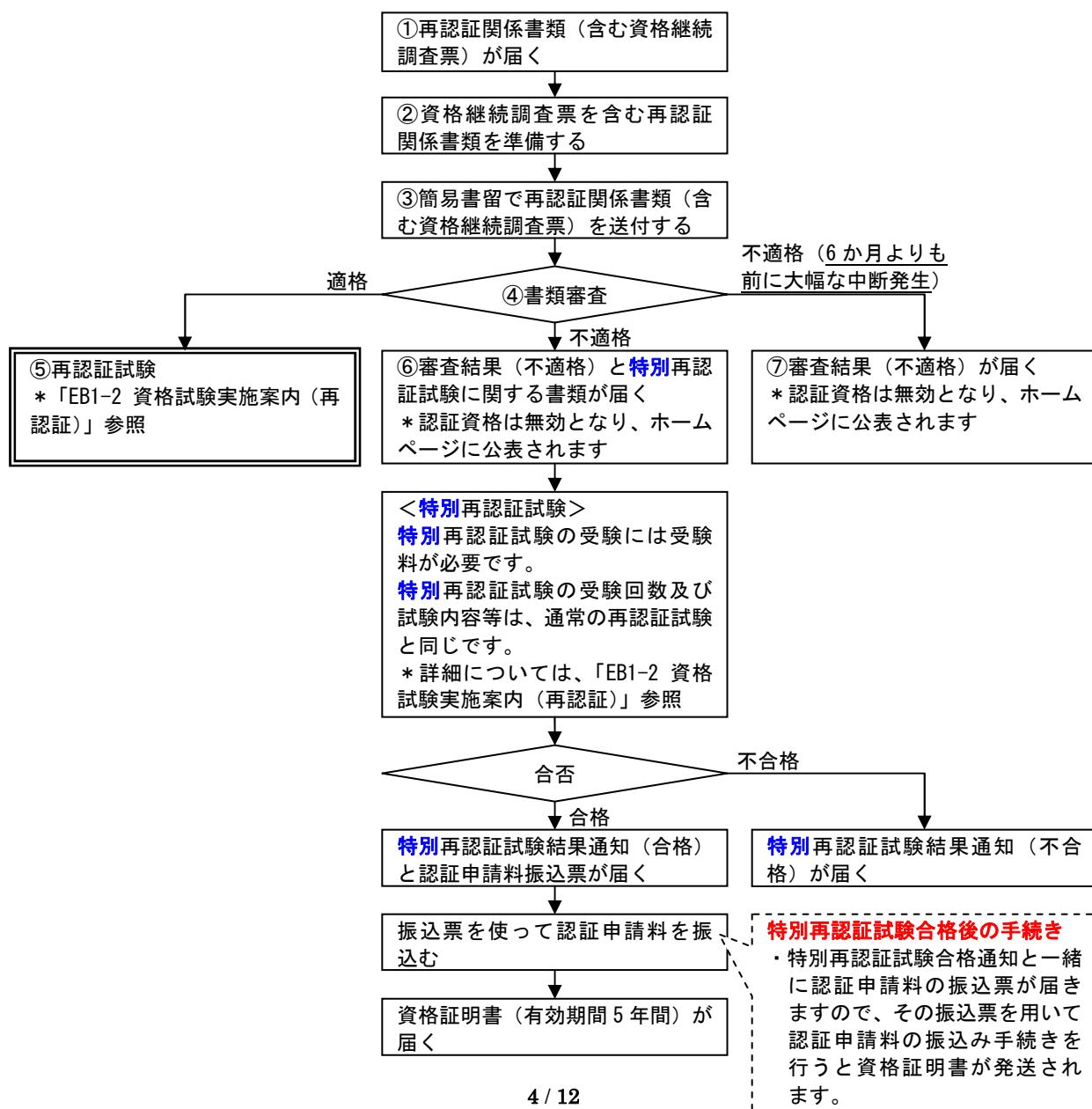
大幅な中断には該当しなくとも、妥当と見なすことのできる業務活動がない場合、継続性を確認できませんので認証資格は無効となります。

◆資格証明書保持者は、認証の有効性における条件が満たされなくなった（大幅な中断が発生した）ときは、速やかに認証機関と雇用主に連絡する責任があります。大幅な中断が発生してから 6 か月以内に届出を行えば、認証資格は無効となります。特別再認証試験を受ける機会が与えられます。届出が大幅な中断が発生してから 6 か月を超えた場合、特別再認証試験を受ける機会は与えられません。

（届出書：JSNDI ホームページ「(0A6) 業務の大幅な中断に関する届け」参照）

4. 資格継続調査と特別再認証試験の流れ

- ①有効期限の13か月前に登録先住所に再認証関係書類（含む資格継続調査票）が届きます。
- ②資格継続調査票を含む再認証関係書類に必要事項を記入します。
- ③簡易書留で再認証関係書類（含む資格継続調査票）を認証事業本部宛に送付します。
* 再認証関係書類が複数件ある場合、一つの封筒にまとめて送付いただいても構いません。
- ④資格継続調査票及び再認証試験受験申請書等の書類審査
- ⑤資格継続調査及び再認証試験受験資格の適格者は、再認証試験となります。
詳細につきましては、「(EB1-2) 資格試験実施案内（再認証）」をご覧ください。
- ⑥大幅な中断が発生してから6か月以内、又は、満足な業務活動を継続していなかった場合、不適格の審査結果通知と特別再認証試験に関する書類が届きます。既存の認証資格は無効となり、無効となったことをホームページに公表します。
* 特別再認証試験の受験回数及び試験内容等は、通常の再認証試験と同じです。詳細につきましては、「(EB1-2) 資格試験実施案内（再認証）」をご覧ください。
- ⑦6か月よりも前に大幅な中断が発生していた場合、不適格の審査結果通知が届きます。既存の認証資格は無効となり、無効となったことをホームページに公表します。
* 特別再認証試験の受験機会は与えられません。



9. 特別再認証試験

特別再認証試験は、次の場合に特別与えられる再認証試験のことです。

特別再認証試験に合格すると資格の認証登録をすることができます。

- ①大幅な中断が発生した場合（ただし、発生から6か月以内の届出に限る）。
- ②更新審査で不適格となった場合（ただし、不適格の理由が①の場合、大幅な中断発生から6か月以内の届け出に限る）。
- ③再認証試験受験申請の受験資格審査において不適格となった場合（ただし、不適格の理由が①の場合、大幅な中断発生から6か月以内の届け出に限る）。
- ④その他、認証機関が認めた場合。

* 特別再認証試験の受験申請には、受験料が必要です。

10. よく寄せられる質問

Q 雇用主の証明は誰がするのでしょうか？

A 資格保持者の業務活動について証明できる方。例えば、資格保持者の上司の方など。

Q 雇用主証明の押印は、会社印ですか、個人印ですか？

A どちらでも構いません。

Q 申請者が雇用主、又は、個人事業主の場合、証明は誰がするのでしょうか？

A 申請者は、雇用主の立場で、雇用主に帰する全ての責任を負うことで証明してください。

Q 書類は簡易書留で送らなければなりませんか？

A 必ず送付した記録（控え）が残る方法（簡易書留等）でお送りください。その記録（控え）は更新審査結果が出るまで保管してください。